

ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

回答日：令和 5年 5月10日

番号	質問事項	質問内容	回 答
1	【実施要領】 P3 5 (1)ア	提案書の書式について「A4又はA3版・縦型・横書き」とありますが、(2)提案書記載事項のア～エから、A3での提案が許容されるのは業務工程表のみと判断されます。この業務工程表をA3で作成する場合、縦型に限定されず、横型での提案をお認め頂けないでしょうか。	お見込みのとおりA3版を使用することができるのは、業務工程表に限ります。A3版で作成する場合は横型での提案も可とします。
2	【仕様書】 P6 第1章 序文	構成市町の一般廃棄物処理基本計画などと整合を図るとありますので、各構成市町の一般廃棄物処理基本計画の策定年度をご教示頂けますか。	各構成市町の一般廃棄物処理基本計画の策定年度は、別表1のとおりです。
3	【仕様書】 P7 第1章 4	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画のパブリックコメント実施時期について、貴組合のお考えはございますか。	パブリックコメント実施時期は令和6年1月初旬頃を予定しています。
4	【仕様書】 P8 第2章 序文	貴組合で基本構想が策定済みであると読めますが、基本構想は貸与または閲覧可能でしょうか。	「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」は平成27年1月に「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」が策定し、盛岡市のホームページで公開しています。 <a href="https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/keikaku/kankyokei/1010065.html">https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/keikaku/kankyokei/1010065.html</a>
5	【仕様書】 P11 第2章 3	ごみ処理施設整備基本計画のパブリックコメント実施時期について、貴組合のお考えはございますか。	パブリックコメント実施時期は令和7年1月初旬頃を予定しています。
6	【公募広告】 P2 2 (8)イ、ウ 【実施要領】 P2 3 (8)イ、ウ 【仕様書】 P4 13(3)、(4)	公告及び実施要領において、管理技術者については「廃棄物発電設備を有する焼却施設（新設）に係る施設整備基本計画策定業務の実績」とありますが、仕様書では「一般廃棄物処理基本計画及び地方自治体が発注する廃棄物発電設備を有するごみ焼却施設の新規整備を対象とした施設整備基本計画業務の実績」とされています。また、環境影響評価を担当する担当技術者について公告及び実施要領では「廃棄物発電設備を有する焼却施設（新設）に係る環境影響評価の業務の実績」とありますが、仕様書では「廃棄物発電設備を有するごみ焼却施設の新規整備を対象とした施設整備基本計画業務の実績」とされています。今回はどちらの内容に基づき管理及び担当技術者の実績要件として捉えれば宜しいでしょうか。	管理技術者及び、環境影響評価を担当する担当技術者については、共に公募公告及び実施要領を正とします。
7	【公募公告】 P2 2 (8)	「各技術者は、提案者と正規雇用関係にあること。」とありますが、実施要領P.7 12その他の(2)には、「業務の一部について再委託することは可能とする」とあります。実施要領を正として良いでしょうか。	提案者の資格要件は公募公告及び実施要領のとおりです。なお、管理技術者及び担当技術者は必ず提案者と正規雇用関係にある者を配置してください。

番号	質問事項	質問内容	回答
8	【実施要領】 P2 3 (7)	「過去10年間（平成25年4月1日から令和5年3月31日まで）」とありますが、(8)では「平成25年4月1日以降」とあります。また、様式第3号、第4号及び第5号の注釈では「過去10年間（平成25年度以降）」とあります。期間については、過去10年間（平成25年4月1日以降）であり、参加表明書等の提出日までを対象に含むとの認識で良いでしょうか。	過去10年間とは、公募公告及び実施要領のとおり（平成25年4月1日から令和5年3月31日まで）です。よって、令和5年4月1日以降のものは対象に含みません。
9	【実施要領】 P2 3 (8)イ	「管理技術者は、技術士（総合技術監理部門衛生工学又は、衛生工学部門の廃棄物分野）の資格を有し、かつ平成25年4月1日以降に廃棄物発電設備を有する焼却施設（新設）に係る施設整備基本計画策定業務の実績が1件以上有すること。」とありますが、(7)では、「一般廃棄物処理基本計画及び…（中略）…を元請として受注した実績を有する者であること。」とあります。また、様式第4号では「注2）過去10年間（平成25年度以降）に、地方公共団体が発注する廃棄物発電設備を有する焼却施設（新設）に係る施設整備基本計画策定業務の元請けの業務完了実績を最大3件まで記載すること。」とあります。以上の相違点を整理して、管理技術者の資格要件については、「技術士（総合技術監理部門衛生工学又は、衛生工学部門の廃棄物分野）の資格を有し、かつ平成25年4月1日以降に廃棄物発電設備を有する焼却施設（新設）に係る施設整備基本計画策定業務の受注実績が1件以上有すること。」と解釈して良いでしょうか。同様に、様式第4号については、「注2）過去10年間（平成25年度以降）に、地方公共団体が発注する廃棄物発電設備を有する焼却施設（新設）に係る施設整備基本計画策定業務の元請けの業務受注実績を最大3件まで記載すること。」と解釈して良いでしょうか。	管理技術者の資格要件については、お見込みのとおりです。また、様式第4号については、公募公告及び実施要領を正とし、受注実績での記載を認めます。
10	【実施要領】 P2 3 (8)ウ	「担当技術者のうち環境影響評価を担当する者は、技術士（環境部門）の資格を有し、かつ平成25年4月1日以降に廃棄物発電設備を有する焼却施設（新設）に係る環境影響評価の業務の実績が1件以上有すること。」とありますが、(7)では、「環境影響評価方法書作成業務を元請として受注した実績を有する者であること。」とあります。また、様式第5号では「注2）過去10年間（平成25年度以降）に、地方公共団体が発注する廃棄物発電設備を有する焼却施設（新設）に係る環境影響評価方法書作成業務の元請けの業務完了実績を最大3件まで記載すること。」とあります。以上の相違点を整理して、担当技術者のうち環境影響評価を担当する者の資格要件については、「技術士（環境部門）の資格を有し、かつ平成25年4月1日以降に廃棄物発電設備を有する焼却施設（新設）に係る環境影響評価方法書作成業務の受注実績が1件以上有すること。」と解釈して良いでしょうか。同様に、様式第5号については、「注2）過去10年間（平成25年度以降）に、地方公共団体が発注する廃棄物発電設備を有する焼却施設（新設）に係る環境影響評価方法書作成業務の元請けの業務受注実績を最大3件まで記載すること。」と解釈して良いでしょうか。	担当技術者の資格要件については、お見込みのとおりです。また、様式第5号については、公募公告及び実施要領を正とし、受注実績での記載を認めます。

番号	質問事項	質問内容	回答
11	【実施要領】 P3 4 (1)	提案書の提出方法は、項番6、項番7、項番8、項番9を片面印刷（A3版は折込み）し、左上1ヵ所ホチキス止めした形で提出すれば良いでしょうか。	提案のとおりでよろしいです。
12	【実施要領】 P4 5 (2)ウ	「A4用紙又は折込みA3用紙1ページに記載すること。」とありますが、一方で、(1)提案書の書式等についてのアでは「A4又はA3版・縦型・横書き」とあります。折込みA3用紙に記載する場合は、横型・横書きにて作成しても良いでしょうか。	回答番号1のとおりです。
13	【実施要領】 P5 7	項番4 参加表明書等の提出期限が「令和5年19日(金)17:00までを予定」とありますが、提出期限が前倒し又は後倒しとなる可能性があるということでしょうか。	提出期限を前倒し又は後倒しすることはありません。令和5年5月19日(金)17:00までを厳守してください。
14	【実施要領】 P6 9 (2)オ(イ)	「プレゼンターは配置予定の管理技術者が行うこと。」とありますが、質疑応答においては、「プレゼンテーションに参加している他の技術者が回答することを妨げない」と解釈して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	【実施要領】 P6 9 (2)オ(カ)	「プロジェクター等を用いた説明を行う場合は、参加者において必要な機器を用意すること。（スクリーンは組合で用意する。）」とありますが、プロジェクターについても参加者で用意するとの理解で良いでしょうか。また、投影可能なスクリーンのサイズについてご教示頂けないでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、準備と片付けを迅速に対応する必要があることから、提案者の希望ある場合は、プロジェクターを組合で準備することも可能です。また、スクリーンのサイズは80インチワイド型（PLUS：型番FS-80V）です。
16	【様式】 第3号	注釈において「契約書の写し及び業務内容を確認できる書面の写し等を添付」とありますが、実施要領P.3 4(1)提出書類 項番3では「TECRISの業務カルテ又は契約書の写し若しくは履行証明書（任意様式）を添付」とあります。TECRIS登録をしている業務については、次の2点（①TECRIS登録の写し、②仕様書の写し）を添付するとの解釈で良いでしょうか。また、TECRIS登録をしていない業務についてはTECRIS登録番号に「登録なし」と記載のうえ、次の3点（①契約書の写し、②仕様書の写し、③履行証明書(任意様式)）を添付すると解釈して良いでしょうか。	実施要領を正とします。また、TECRIS登録をしていない業務については、TECRIS登録番号に「登録なし」と記載のうえ、様式第3号の注釈に記載の資料を添付してください。
17	【様式】 第4号 【様式】 第5号	注釈において「契約書の写し及び業務内容を確認できる書面の写し等を添付」とあります。実施要領P.3 4(1)提出書類 項番4及び項番5では上記に関する記載はありませんが、TECRIS登録をしている業務については、次の2点（①TECRIS登録の写し、②仕様書の写し）を添付すると解釈して良いでしょうか。また、TECRIS登録をしていない業務についてはTECRIS登録番号に「登録なし」と記載のうえ、次の3点（①契約書の写し、②仕様書の写し、③履行証明書（任意様式））を添付すると解釈して良いでしょうか。	実施要領を正とします。また、TECRIS登録をしていない業務については、TECRIS登録番号に「登録なし」と記載のうえ、様式第4号及び5号の注釈に記載の資料を添付してください。
18	【様式】 第4号 【様式】 第5号	様式第4号、様式第5号に記載した業務実績を確認できる添付書類について、様式第3号に記載した業務実績と重複する場合は、様式第3号の添付書類を参照する旨が分かるように記載することで、添付書類を省略しても良いでしょうか。	提案のとおりでよろしいです。

番号	質問事項	質問内容	回答
19	【様式】第7号 【様式】第8号	提案書に関する様式（様式第7号、様式第8号）については、任意様式との統一性の観点から、体裁が崩れない範囲において、行間や余白については事業者にて変更しても良いでしょうか。 ※（回答が「変更は認めない」の場合）提案書に関する様式のうち、任意様式の余白設定については、様式第7号、様式第8号と同じ設定（上:25mm、下:20mm、右:20mm、左:20mm）で作成すれば良いでしょうか。	提案のとおりでよろしいです。
20	【仕様書】P11 第1章 2(2)	「検討委員会を2年間で計8回程度開催する予定である。」とありますが、業務工程表を提案するにあたり、現時点で1回目の開催時期や審議事項が決まっていたらご教示頂けないでしょうか。また、各委員との日程調整の都合、1回目の開催時期の制約がありましたら合わせてご教示頂けないでしょうか。（例：1回目の開催は令和5年8月以降を予定）	現時点での開催時期の予定は、R5・R6ともに6月・9月・12月・3月の各下旬です。 なお、1回目の開催は令和5年6月下旬の予定です。 また、審議事項は未定です。
21	【仕様書】P11 第2章 3	「受注者は、施設整備基本計画策定前にパブリック・コメントを実施するための事務及び検討委員会の開催支援、資料及び質問に対する回答の作成を行うものとする。」とありますが、ここで記載されている検討委員会は、「2 盛岡広域環境組合ごみ処理施設整備検討委員会の開催支援」に記載された検討委員会とは別に、パブリック・コメントを実施することを目的とした検討委員会を別途開催するというのでしょうか。	検討委員会とは、「盛岡広域環境組合ごみ処理施設整備検討委員会」であり、パブリック・コメントを実施することを目的とした検討委員会を別途開催するものではありません。
22	【仕様書】P12 第3章 2(1)	「(1)公告・縦覧に関する支援」とありますが、岩手県環境影響評価条例に基づく説明会の開催や岩手県環境影響評価技術審議会については、令和6年度の実施予定であり、これらに関する支援・対応については本業務の対象外との認識でよろしいでしょうか。（令和5年度は公告・縦覧するための方法書の印刷、電子縦覧の電子データ作成まで）	お見込みのとおりです。環境影響評価方法書作成業務の委託期間は、令和6年3月29日までであることから、その後（令和6年度）に行われる縦覧開始後の手続支援に係る業務は対象外です。ただし、必要に応じて提案者に方法書の内容について見解を求める場合があります。
23	【公募公告】P2 2(8)ウ 【仕様書】P4 13(4)	担当技術者のうち、環境影響評価を担当する者について、公募公告では「環境影響評価の業務の実績を1件以上」とあり、仕様書では「施設整備基本計画業務の実績が1件以上」とありますが、公募公告の要件が正との理解でよろしいでしょうか。	担当技術者の資格要件は、回答番号6のとおりです。
24	【公募公告】P2 2(8)イ 【仕様書】P4 13(3) 【様式】第4号 注2)	管理技術者の実績要件は、公募公告では「施設整備基本計画策定業務の実績が1件以上」とありますが、仕様書では「一般廃棄物処理基本計画及び施設整備基本計画業務の実績が1件以上」とあります。正式には、一般廃棄物処理基本計画策定業務と施設整備基本計画策定業務について、それぞれ1件以上の実績があることとの理解で宜しいでしょうか。この場合、様式第4号に記載する最大3件までの実績は、それぞれの業務を1件以上含み、最大3件との理解で宜しいでしょうか。	管理技術者の資格要件は、回答番号6のとおりです。また、施設整備基本計画策定業務の実績を最大3件まで記載してください。
25	【実施要領】P3 5(1)ア	「提案書の書式は、文字フォントをMS明朝体、文字サイズを11ポイント以上」とあります。①タイトルについては別の字体を使用しても宜しいでしょうか。②図表内の文字についてはMS明朝体11ポイント以上としなくても宜しいでしょうか。③様式の余白や行間等は適時変更しても宜しいでしょうか。	①提案書の書式は、タイトルも含めてMS明朝体としてください。 ②図表内の文字については、文字フォントを指定しません。 ③よろしいです。

番号	質問事項	質問内容	回答
26	【実施要領】 P3 5 (1)	提出する提案書は、ページ下に通しページ番号を記載する理解で宜しいでしょうか。	特に指定はしません。なお、ページ番号を記載しているものも可とします。
27	【実施要領】 P4 5 (3)	見積書等の記載事項について、表左欄「ページ数」の右欄「各様式1ページに記載すること」とありますが、見積書の各ページに当該ページ数を記載するという理解で宜しいでしょうか。また、見積書には代表者印を押印することになっていますが、盛岡市への競争入札参加資格申請にて、「入札及び見積に関すること。」等の委任を受理された受任者の押印でよろしいでしょうか。	「各様式1ページに記載すること」とは、見積書の様式は任意としますが、「見積書」及び「見積内訳書」をそれぞれ1ページに記載してください。なお、業務ごとの詳細（項目・数量・単価・諸経費等）を別紙とする場合はこの限りではありません。また、代表者印については、お見込みのとおりです。
28	【実施要領】 P6 9 (2)オ(イ)	「プレゼンターは配置予定の管理技術者が行うこと」とありますが、管理技術者が主体的に行い、一部の項目は他の技術者が行うことは可能でしょうか。	プレゼンテーションは管理技術者が行ってください。なお、質疑応答については、プレゼンテーションに参加している他の技術者が回答することを妨げません。
29	【仕様書】 P12 第3章	環境影響評価方法書作成業務については、縦覧開始後の手続支援業務（住民説明会及び県の技術審査会等の資料作成や出席（説明補助等）、住民意見の概要や事業者見解の作成補助等）は含まないという理解でよろしいでしょうか。	回答番号22のとおりです。
30	【仕様書】 P7 3 (3)ウ※1	「現在の「盛岡地域」の施設の受入れ基準を超えないものとする」について、具体的な基準等をご教示ください。	「盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第18条第1項に規定する受入基準です。詳しくは別紙1「一般廃棄物処理施設における受入基準（令和5年3月31日一部改正）」を参照してください。
31	【仕様書】 P13 第4章	地歴調査における収集資料のうち、公図・登記簿については発注者より貸与を前提という理解で宜しいでしょうか。	公図・登記簿については、提案者が調査時点で最新のものを収集・取得することを基本とします。また、組合が所有している資料は貸与することも可能です。
32	【様式】 第4号 【様式】 第5号 注2)	廃棄物発電設備を有する施設の業務内容を確認できる書面の写しとは、テクリス又は施設整備基本計画での該当ページのコピーで宜しいでしょうか。	回答番号17のとおりです。
33	【様式】 第4号 【様式】 第5号	記載する項目の「担当業務」には、何を記載すれば宜しいでしょうか。	業務実績のうち、その業務の担当範囲（全て又は一部等）を記載してください。なお、一部の場合は担当範囲を具体的に記載してください。

各構成市町の一般廃棄物処理基本計画

(別表1)

市・町		一般廃棄物		計画年度	次回策定年度
		ごみ	生活排水		
1	盛岡市	R4.3月 中間見直し		H29～R8	R8
2	八幡平市	R4.3月 中間見直し	—	H28-R12	R12
3	滝沢市	H30.3月 改定版		H30-R9	R9
4	雫石町	H30.3月 策定版		H30-R9	R9
5	葛巻町	R3.2月 改定版		R2-R11	R11
6	岩手町	R4.3月 策定版		R4-R8	R8
7	矢巾町	H26.3月 策定版		H26-R5	R5
8	紫波町	R3.3月 改定版	—	R3-R12	R12